

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成29年10月3日

静岡県知事 川勝平太

1 講習会の日時

平成29年10月25日（水）午前10時から午後5時まで

2 講習会の場所

静岡県庁東館13階森林・林業局会議室

3 講習会の手数料

14,000円（静岡県収入証紙により納入する。）

4 受講手続

(1) 申込書の配布

申込書は静岡県経済産業部森林・林業局森林整備課及び静岡県各農林事務所森林整備課において配布する。

(2) 申込みの方法及び受付期間等

持参又は郵送とし、申込書に所要事項を記入して静岡県収入証紙を指定欄に貼り付け、平成29年10月18日（水）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）に静岡県経済産業部森林・林業局森林整備課（郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）へ提出すること。

なお、郵送の場合は、平成29年10月18日までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 講習項目

(1) 種苗に関する法令

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項

(3) 種苗の生産技術に関する事項

6 その他

(1) 講習開始後の遅延参加は認めない。

(2) 講習修了者には、林業種苗法第11条第2項に規定する生産事業者講習会修了証明書を交付する。